

未成年者口座および課税未成年者口座約款 <新旧対照表>

新	旧
<p>1. 約款の趣旨 (1)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. ～17. (現行どおり)</p> <p>18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>(1) 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p><u>②申込者がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p><u>③2026年1月1日</u></p> <p>19. ～26. (現行どおり)</p> <p>27. 非課税口座のみなし開設 (1) 2024年以後の各年(その年の1月1日において申込者が18歳である年に限ります。)の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	<p>1. 約款の趣旨 (1)～(3) (省 略)</p> <p>2. ～17. (省 略)</p> <p>18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>(追加) 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u> (追加)</p> <p>19. ～26. (省 略)</p> <p>27. 非課税口座のみなし開設 (1) 2024年以後の各年(その年 <u>(追加)</u> 1月1日において申込者が18歳である年に限ります。)の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年 <u>(追加)</u> 1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>

<p>28. (現行どおり)</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p>③ <u>上記18.(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u></p> <p>⑥ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 <u>その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</u></p> <p>⑦ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>当該未成年者口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき <u>当金庫が定める日</u></p> <p>30. ~32. (現行どおり)</p> <p><u>2026.01改定</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>28. (省 略)</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項(追加)の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u> (追加)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項(追加)の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u></p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 <u>その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</u></p> <p>⑥ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>当該未成年者口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき <u>当金庫が定める日</u></p> <p>30. ~32. (省 略)</p> <p><u>(変 更)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---